

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の6月22日に、付託されました条例2件、予算1件、その他4件、請願2件の計9件について審査を行いました。

審査のため出席を求めた者は、関係部長、関係課長であります。

それでは順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

まず、議案第38号 専決処分事項の報告について

平成21年度栗東市一般会計補正予算（第9号）について は、
委員から、

1 最終予算で市税については、当初予算との比較でどれだけの減額であり、その対応はどうしたのか。

2 市債発行とプライマリーバランスとの最終予算での状況はどうなっているのか。

3 消防施設等整備補助の補助申請が無かった理由は何か。

との質疑に、当局から、

1 市税全体では、当初予算135億9千万円、最終予算126億3千6百万円であり、市民税が5億1千8百万円の減、市たばこ税4億円の減となったが、減収補填債、県税交付金の増により、黒字決算となった。

2 市債については、当初予算13億4千9百万円であったが、最終37億5千5百万円の増となったが、健康運動公園用地分28億2千万円の対応を差し引くとプライマリーバランスは確保

されている。

3 消防施設等整備補助金については、救助資機材を含め30万円以上が補助基本額となっており、対象となる自治会が無かった。との答弁がありました。

その他、多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で承認すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入並びにその他事項につきましても、承認すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第48号 栗東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、 委員から

「育児休業の取得実績、対象者数、共済組合からの手当の支援と掛金の免除の状況、取得後の職場復帰への不利益は無いのか。」との質疑に、 当局から

「育児休業については、最近の出産者は1年間は全員が取得している。6月時点での対象者は男女50名であり、19人が1年間の育児休業を取得している。別に部分休業を3名が取得している。支援については、共済組合から育児休業手当金として本給の約6割が支給され、掛金は免除される。職場復帰については、階級、昇格、昇給等、差はつけない。」との答弁がありました。

その他、多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 栗東市税条例の一部を改正する条例の制定について は、 委員から

1 子ども手当、高校無償化に関して、扶養控除の廃止等による税への影響額はどうか。

2 市たばこ税の手持ち品課税の周知、市内対象業者数及び調査についてはどうなるのか。

との質疑に、 当局から

1 平成21年度数値での試算では、年少扶養控除の廃止により2億2千7百万円、特定扶養控除の上乗せ分廃止により、1千万円の増が見込まれる。

2 たばこの手持ち品課税については、税務署、県、市の共同での説明会を予定している。対象は150～160業者を見込んでいる。申告不審への対応は税務署でされる。

との答弁がありました。

その他質疑もありましたが、「子ども手当の財源の再検討が必要、子ども手当に所得制限が無い、扶養控除の廃止がされた等、又、健康面からたばこの減少を目的に増税すること、株式譲渡課税と預金利子課税にも問題がある。」との反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 工場誘致につき議会の承認を求めるについて は、

委員から、

①地元雇用、採用についての考え方。

②低酸素型雇用創出産業立地推進事業費補助金を含め、インセンティブはいくらになるのか。

③雇用者所得誘発額での4百～5百万円の賃金水準は将来的に維持できるのか。市のインフラ整備費用の総予定額は。

④7月末に環境関連条例届出の予定であるが、現在の状況はどうか。

との質疑に、 当局から

①地元雇用については、当該企業は3割を確保することとなって
いるが、請負業者へも求人については地元採用を依頼していく。

②低酸素型雇用創出産業立地推進事業費補助金は7年間の収益を
みて収益があれば返還されることとなるが、設備、調査設計費
等に対して1／3の補助率である。市からの奨励金は固定資産
税、用地取得補助を合わせて5年間で8億6千万円強を想定し
ている。県については、造成事業に対し一定の支援があり、そ
の他企業立地促進法の税制面等での優遇措置がある。

③雇用者所得誘発額については、統計上の数値で県民一人当たり
所得と近似値である。インフラ整備費用は、5年間での都市計
画道路2本の整備費9億5千4百万円、下水10億3千1百万
円、その他都市下水路、県道、中ノ井川、支線道路の整備があ
る。

④市の関連では、特定工場等設置届の事前協議を6月末に予定し
ている。7月中に各個別法の対応をすることで調整している。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、「地元雇用の確実性が担保されてい
ない。開発事業の全体投資額と関連した税収効果を見ていく必
要がある。」との反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案
のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、議案第53号及び議案第54号につい

ては、合併による規約の変更であることから、一括審査することとし、3議案とも質疑はなく、その後議案ごとに討論、採決を行いました。

議案第52号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めることについて は

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めるについて は

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めるについて は

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願書第26号 暴力団排除条例の早期制定など求める請願書 については、

質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で採択すべきものと決しました。

次に、請願書第27号「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に慎重な対応を求める意見書提出に関する請願 については、

「夫婦同姓は女性の人権の面から問題がある。世論の動向や一つの姓で通せる社会が必要」との意見がありました。質疑の後、「現在、議論をされているものであり、慎重に対応すべきである。」との賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。